

札幌市告示第1981号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十二条第二項の規定により、  
平成二十年札幌市告示937号で指定した特定有害物質によって汚染されてい  
る区域の全部について指定を解除する。

平成22年（2010年）9月9日

札幌市長 上田 文雄



1 指定を解除する区域の所在地

札幌市手稲区富丘一条四丁目11番12の一部

2 特定有害物質

シス-1, 2-ジクロロエチレン

3 講じられた汚染の除去等の措置

基準不適合土壌の掘削による除去